

日本特許庁における生成AI活用の現状と課題、および 米国特許庁の戦略転換が与える示唆

日本特許庁による生成AI活用の現状

特許審査業務への生成AI導入

日本特許庁（JPO）は近年、特許審査への人工知能（AI）技術活用に向けた取り組みを加速させています。特に、**生成AI（Generative AI）**の登場に伴い、その活用可能性を検討する動きが顕著です。2025年6月には「**特許庁におけるAI技術活用アクション・プラン（令和7年度改定版）**」を公表し、新たに「**9. 生成AIの特許審査業務への適用**」という項目を設けました^①。これにより、従来計画にあった一部実証事業（例えば特許審査管理業務に関するAI適用検証）を一時凍結し、代わりに**生成AIを審査業務にどう活かせるか本格検討する方針**が示されています^①。2025年度中（令和7年度）に、生成AIの審査業務適用について技術実証（PoC）を行う計画であり、例えば**先行技術文献の要約生成や審査理由説明のドラフト作成等**、審査官の業務支援への応用が想定されます。また同プランでは、「**8. 生成AIの特許行政事務への適用**」も掲げられ、事務作業への生成AI活用も含め2025年度に技術実証を行う予定です^②。これは、特許庁内部での書類作成・分類・検索など様々な事務プロセスに生成AIを組み込み、効率化できるか検証する取り組みです。

実際、特許庁は平成29年（2017年）からAI技術の業務適用可能性を探るアクション・プランを進め、先行技術調査や分類付与、問い合わせ対応など**6分野で実証実験**を行ってきました^{③ ④}。その成果もあり、例えば**先行技術調査における高度な検索**（AIを用いた類似文献検索等）は技術検証が順調に進み、2025年度から**導入フェーズへ移行**することが決定しています^⑤。このように、従来のAI活用実証の成果を踏まえ、生成AIと従来型AIの双方で審査業務を支援する具体策が動き出しています。

もっとも、審査業務への生成AI導入には**課題も存在**します。生成AIは高精度な文章生成や要約が可能な一方で、**事実に基づかない「幻覚」（hallucination）のリスク**があります。実際、世界ではChatGPTに架空の判例を作り出された弁護士が処分を受ける事件も発生しており、生成AIによる情報の誤りが問題化しています^{⑥ ⑦}。特許審査で誤った先行技術や法律解釈が提示されれば審査品質に悪影響が及ぶため、生成AIの出力を**人間が検証・確認するプロセス**が不可欠です^⑧。また、**機密情報の取扱い**も大きな課題です。公開前の出願内容など秘匿すべき情報を、インターネット経由の汎用生成AI（例えばChatGPT等）に入力すれば情報漏洩のリスクがあります。このため、企業や官公庁の多くが機密保護の観点から業務での公開型AI利用を制限・注意喚起しており^⑨、特許庁も**庁内規程やガイドラインで慎重な対応**を求めていると推測されます（※特許庁自身の公式発表としては確認できませんが、政府全体でもデジタル庁を中心に2023年度に生成AIの安全な業務利用の検証・指針策定を進めています^{⑩ ⑪}）。

知的財産教育・人材育成における活用

知財教育の分野でも、生成AIの活用が模索されています。政府の「知的財産推進計画2023」では、ChatGPTのような誰もが使える生成AIの登場により「あらゆる分野で創作過程へのAI利活用が見込まれる」と指摘されました^⑫。これを受け日本特許庁は、**AI時代に対応した人材育成**を進めています。例えば2021年に発足した「AI担当審査官」チームを2023年10月に39名規模へ大幅強化し、審査官へのAI技術研修や相談対応を行う体制を整備しました^⑬。さらに2024年4月には、最新のAI技術知見を共有する外部有識者「AIアドバイザー」を新設し、大学教授などAIの専門家審査官向け研修・助言を行う仕組みを導入しています^⑭。これらは主に**AI関連発明を適切に審査するための人材教育**ですが、裏を返せば**生成AIを含む先端技術への理解を深める知財人材育成**とも言えます。

また、特許庁は国内外の知財人材に向けた研修でもAI関連の内容を充実させています。例えばJPOは外国の審査官や企業向け研修コースにおいて、AI発明の審査事例や生成AIの最新動向を紹介するプログラムを実施しています¹⁵（※具体的な研修内容のソースはJPO公式サイト内「JPOクイックリード」等に散見されます）。さらに、日本企業やスタートアップ向けにも、知財戦略における生成AI活用セミナーやハンドブックが民間主導で多数発行されており¹⁶、官民で**知財教育DX**が進んでいます。政府も教育全般のDX推進の中で「生成AI活用も含めて教育DXを加速する」方針を掲げており（知的財産推進計画2025）、「子供から社会人まで生成AIを正しく使いこなし、知的財産を守り活用できる人材育成」が今後の課題と言えます。

内部業務の効率化と生成AI

日本特許庁では、**内部業務プロセスの効率化**にもAIを活用してきました。前述のように2017年には音声認識とFAQデータベースを組み合わせた**電話問い合わせ自動応答システム**の実証や、**紙出願の電子化**、**特許分類の自動付与**、**先行技術・図形商標の検索**、**不明確な商品・役務名のチェック**等、幅広い業務へのAI適用実験を行っています¹⁷。その結果、一定の効果が確認できた分野（例えば特許・商標の検索など）は**順次本格導入**が進められています⁵。今後は、これら従来型AI（機械学習やルールベース）による効率化に加え、**生成AIならではの高度な文章処理能力**を活かした業務効率化が期待されます。

具体的な応用例としては、**庁内文書や審決書のドラフト自動生成**、**公報要約の自動作成**、**職員からの問い合わせ対応（社内チャットボット）**などが考えられます。特許庁は2025年度にこれら行政事務への生成AI適用可能性を検証するとしており¹⁸、実証が上手くいけば将来的に**庁内の定型的な文書作成や照会対応が大幅に自動化**される可能性があります。すでに欧州特許庁（EPO）では**口頭審理の議事録作成にAI要約を試験導入**しており、2025年5月以降パイロット的に審理後すぐ高品質な議事録案を提供し始めています¹⁹。日本でも審査官や審判官の負担軽減に、この種の生成AI技術が活かせると考えられます。

ただし、業務効率化目的での生成AI活用においても**慎重な姿勢**が必要です。生成AIの出力する文章の正確性や一貫性、フォーマット遵守といった点をチェックする工程が不可欠であり、最終的な責任は人間が負うことになります。また、生成AIを運用するための**庁内ITインフラ整備**も課題です。大量の特許・商標データを安全に学習・処理できる環境の構築や、民間クラウドサービス利用時のセキュリティ確保など、越えるべきハードルがあります。そのため特許庁は「価値に沿ったプロダクト開発」「リスク低減」「透明性あるステークホルダー対応」といった**責任あるAI利用**を掲げ、慎重かつ着実に効率化を図るとしています²⁰²¹。

対外コミュニケーションへのAI活用

対外コミュニケーションの分野でも、AI・生成AIの活用が進みつつあります。日本特許庁自身、公式サイトでの案内やユーザーサポートに生成AIチャットボット等を導入した事例はまだ公表されていませんが、その関連機関では既実践があります。独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）は特許庁所管の機関で、2019年8月に**商標相談チャットボットサービス**を正式に開始しました²²²³。このチャットボットは利用者の日本語質問をAIが解釈し、事前に用意したFAQから回答を提示するもので、試行期間を経て本格運用されています²³²⁴。回答精度向上のために質問パターンの拡充やUI改善も行われ、24時間ユーザーが気軽に問い合わせできるツールとして機能しています²⁵。このような**対話型AI**は、特許庁が一般向けに提供するFAQサイトや相談窓口を補完し、問い合わせ対応の効率化とユーザーの利便性向上に寄与しています。

生成AIの高度化によって、今後は**より柔軟な対話や専門的な質問への対応**も期待できます。例えば、出願手続や書類の書き方についてユーザーが自由文で質問し、それに生成AIが公式情報に基づいて適切なアドバイスを返す——といった次世代チャットボットも技術的には可能です。すでに米国特許商標庁（USPTO）は中小企業や個人発明家向けに**バーチャルアシスタント**（AIチャットボット）を提供し始めており、特許庁への問い合わせ対応にAIを活用しています²⁶。日本でも今後、特許庁HPやジェトロ等の相談窓口で生成AIチャットボットが導入される可能性があります。もっとも、その際も誤った法的案内をしないよう**システムの訓練と検証**が重要となるでしょう。

米国特許庁（USPTO）における生成AI活用戦略の転換（2025年）

2025年初頭までのUSPTOの戦略と生成AI活用

米国特許商標庁（USPTO）は2025年1月、包括的な「AI戦略」（Artificial Intelligence Strategy）を発表し、自身の業務や知財制度にAIを積極活用していくビジョンを示しました²⁷。この戦略は「AIによって米国のイノベーションと競争力を加速する」という野心的なもので、政策策定、インフラ投資、人材育成、国際連携など5つの重点分野から構成されています²⁸²⁹。USPTOは特に、自局業務へのAI実装に力を入れており、**審査官の80%以上が既にAI搭載の検索ツールを日常的に利用していると報告されています**³⁰。具体例として、類似文書検索（More-Like-This）や画像・テキストの類似性サーチといったAI機能を導入し、過去の特許文献から関連性の高い先行技術を効率良く発見する取り組みが挙げられます³⁰。このようなAI支援により、従来のキーワード検索では見逃しがちな文献も拾えるようになり、出願審査の効率・網羅性が向上しているといえます³¹。

さらにUSPTOは、**生成AIの活用に関するガイダンス**も示しています。USPTOは特許出願人や代理人（弁理士）が出願書類や審判文書の作成に生成AIツールを利用することを禁止していません³²。2024年4月には連邦官報で「USPTO手続におけるAIツール使用に関するガイダンス」を公表し、生成AIを用いて作成した書面でも、提出時に特別な申告義務はない旨を明確にしました³²。ただし、当然ながら**内容の正確性と信頼性は提出者が責任をもって確認する必要があります**³³。実際、米国では前述のようにAIが捏造した判例を引用してしまい処罰された事例もあるため、USPTOは**引用の検証など倫理的・専門的義務の履行**を強く求めています⁶。つまり、「AIを使うこと自体は許容するが、人間が責任をもってチェックせよ」というスタンスです。この柔軟な方針は、AIを硬直的に排除せず、イノベーション促進のため有用なツールとして活かそうというUSPTOの姿勢を示しています。

USPTO内部でも、生成AIや高度なAI技術の導入が検討されています。先述の検索ツール以外に、**特許分類の自動付与システム**や**商標審査へのAI支援**、さらにユーザー向けの**オンライン自助ツール（バーチャルアシスタント）**なども既に実用化されています²⁶。例えば、特許出願のクラス分類をAIで分析・提案するシステムや、商標画像の類否判断を助けるAIツールが運用されています³⁴。今後は商標・意匠の審査プロセスにもAI利用を拡大する計画があり²⁶、知財行政全般にわたりAI活用を深化させる方針です。

2025年の戦略転換：新政権による見直しとその内容

しかし、この野心的なAI戦略は、**2025年の米国政権交代**により一時立ち止まることになりました。USPTOが1月に公表したAI戦略は、バイデン前政権下の2023年10月の大統領令（AIの安全・信頼性確保に関するEO）に沿って策定されたものでしたが³⁵、2025年1月に就任したトランプ大統領がこれを撤回し、代わりに「米国のAI分野での主導権強化」を掲げる新たな大統領令を発出したのです³⁶。この新方針の下、商務省およびUSPTOはAI戦略を見直すことになり、USPTOは**2025年3月6日までに先のAI戦略文書をいったんサイトから撤回しました**³⁷。現在USPTOは「ホワイトハウスおよび商務省のAI政策と整合する計画を策定中」であり、完了次第改めて戦略を公表するとしています³⁷。つまり、**国家戦略の転換に合わせてUSPTOのAI活用方針も軌道修正が図られている状況**です。

では、この「戦略転換」の中身はどのようなもののでしょうか。トランプ政権の新方針は、「安全・倫理」を重視した従来の路線から一転し、「米国のAI覇権を妨げる規制の一時停止・見直し」や「AI開発促進」が強調されています³⁶。このため、USPTOのAI戦略も、より**攻めの姿勢**にシフトする可能性があります。具体的には、生成AIを含むAIツールの**導入拡大**（審査官が使える内部AIツールを増強する、人材採用を加速する等）や、**対外的なAI利活用支援**（AI関連発明の迅速な特許付与、AI企業支援策など）に重点が置かれるかもしれません。一方で、倫理・ガバナンス面の配慮事項（例えばAIのバイアス防止や発明者認定の問題など）は、新政権の方針次第ではトーンダウンする懸念も指摘されています³⁵。実際、AIが生成した創作物の知的財産保護や、AIを発明者と認めるかといった論点は各国で議論が続いていますが、米国では2022年に連邦巡回控訴裁が「特許法上、発明者は自然人に限る」と判示し明確に否定しました³⁸。USPTOもこれに従い「AIを発

明者として申請すべきでない」とのガイダンスを出しています³⁸。新戦略でもこの立場自体が覆る可能性は低く、むしろ「人間中心」「責任あるAI」の原則を維持しつつも、**実務上は迅速なAI導入で利便性と競争力を追求する**バランスが図られると見られます。

なお、USPTOは2025年6月に産業界へ向けた意見募集を行い、さらなるAI活用アイデアや民間連携の可能性を探っています（例えば、特許審査・商標審査のどの部分にAIを使えるか、革新的提案の公募等）³⁹。また4月には**AIツール利用に関する実務ガイダンス**を改訂し、代理人や出願人が遵守すべき倫理規定等を再確認しました³⁸。こうした動きは、**戦略文書の改定中も実務レベルではAI活用を前に進めている**ことを示しています。USPTO幹部も「AIの力を解き放ちつつリスクに対処する戦略が必要」と述べており⁴⁰⁴¹、政権が代わろうとも**知財分野におけるAI活用の流れ自体は不可逆的**と言えるでしょう。

各国知財機関・国際連携の動向

日本や米国だけでなく、**世界の主要知財庁**もこぞってAI・生成AIの利活用を模索しています。欧州特許庁（EPO）は先述のように審理議事録作成AIや法律情報検索AIツール（2025年2月にローンチ）を導入するなど⁴²、実務へのAI統合を進めています。EPOはまた、**特許情報へのアクセス向上を目的としたジェネレーティブAI活用**にも注力しており、2024年には「特許データ利活用に生成AIをどう使うか」をテーマに**コードフェスト（ハッカソン）**を開催しました⁴³。世界最大規模の特許データと新開発の技術インテリジェンス基盤を参加者に提供し、**特許情報の検索・分析を劇的に効率化するAIアプリ**の開発を競わせています⁴³⁴⁴。この試みは、生成AIにより膨大な特許データから洞察を得やすくし、イノベーション加速につなげる狙いです⁴⁴。EPOでは他にも、審査官向けのAI研修、AI関連発明のガイドライン策定など多方面でAI時代への対応が図られています。

アジアでも動きがあります。韓国特許庁（KIPO）は既に**チャットボットによるユーザー対応**を導入しており、その事例が報告されています⁴⁵。中国国家知識産権局（CNIPA）は**先行技術調査へのAI導入**で先行しており、数年前からAIベースの特許文献検索システムを運用しています⁴⁵。このようにIP5と呼ばれる五大特許庁（日米欧中韓）はそれぞれAI活用を進めてきましたが、近年は**国際協調**も活発です。2024年6月にはソウルで第17回IP5長官会合が開催され、「急速に変化する技術（AIなど）に対応できる知財制度が必要」との認識で一致しました⁴⁶。会合では各庁とWIPO（世界知的所有権機関）が**自庁のAI関連施策を共有**し、今後の協調領域を議論しています⁴⁷。具体的には、「AI時代における審査実務指針の調和」や「AIが生み出した発明の発明者性（Inventorship）の取扱い」など共通課題に関する情報交換プロジェクトが進められ、その成果文書がIP5で承認されました⁴⁷。例えば「**AI関連発明の審査に関する各庁の実務（事例集）**」や「**AIが生成した創作物の発明者性に関する各国の見解**」といったレポートが作成され、共有されています。これらは各国の制度や運用を擦り合わせ、将来的に国際ルール策定につなげるための基盤となっています。

また、日本が議長を務めたG7広島サミット（2023年）では「広島AIプロセス」と称し、生成AIを含む先端AI技術の国際的ガバナンスについて議論がスタートしました⁴⁸。この枠組みには知財も含まれるとされ、コンテンツ制作者やAI開発者などの権利保護の在り方が検討課題に挙がっています⁴⁸。WIPOでも2019年以降「知的財産とAIに関する会合（WIPO Conversation）」を開催し、生成AIの著作権や発明の帰属、データへの権利など幅広い論点を各国政府・民間と議論しています。こうした**国際対話の積み重ね**により、各国の知財機関は自国の政策立案やガイドライン策定に有用な知見を得ています。

総じて、**生成AIの知財分野へのインパクトはグローバルに共有された関心事**であり、日本特許庁もその潮流の中で国際連携を深めつつあります。例えば特許庁は欧州・米国等との二国間会合や研修協力を通じ、AI審査の知見交換や調査協力を進めています⁴⁹。今後もIP5やWIPOを舞台に、AI時代の特許分類の標準化、AI支援ツールの相互活用（例えば各庁の検索AIの協調）など、新たな連携施策が展開される可能性があります。

USPTOの戦略転換が日本特許庁に与える示唆

米国特許庁における2025年の生成AI活用戦略の変更は、日本特許庁にもいくつかの**重要な示唆**を与えています。

まず、**政策の柔軟性と一貫性**という観点です。USPTOは政権交代に伴いAI戦略を見直す事態となりましたが³⁷、これはAIガバナンスが各国の政情や価値観に影響されうることを示しています。日本特許庁としても、自国のAI政策（例えば総務省やデジタル庁の方針）との整合性を図りつつ、**長期的視野でのAI活用戦略**を練る必要があります。幸い、日本では知的財産戦略本部を中心に超党派で知財施策が推進されており、知財推進計画2025でもAI・生成AIへの対応が盛り込まれています。その中で特許庁は**安全性と利活用促進のバランス**を追求する方針であり、これは米国の「責任あるAI採用」路線にも通じるものです²⁰。USPTOの一時撤回は、拙速な戦略よりも関係機関（ホワイトハウスや商務省）との調整を重視した結果ですが、日本も**省庁横断のAI利活用指針**（ガイドライン）を政府全体で策定し、それに即した特許庁独自の実行計画を整備することが望ましいでしょう。

次に、**実務上の知見共有**です。USPTOの事例から、日本特許庁は多くを学べます。例えば、USPTO審査官の8割超がAI検索ツールを使ったという実績³⁰は、AI活用が**審査効率・質の向上に確実に寄与**ことを示しています。日本でも、先行技術調査へのAI導入実証が成功裏に進み2025年度から本格運用に移る予定ですが⁵、USPTO並みに審査官へ広く浸透させるには**研修やインターフェース改善**などが鍵となるでしょう。USPTOはAI人材の積極採用や全審査官へのトレーニング計画も掲げています⁵⁰。日本特許庁もすでにAI担当官を拡充し外部アドバイザー制度を設けるなど布石を打っていますが¹³⁵¹、さらに**庁内人材のAIリテラシー底上げ**を図ることが重要です。USPTOはAI戦略の重点項目に「職員のAI専門性開発」を含めました⁵²が、日本も同様に審査官・職員全体へのAI教育や、AI分野の優秀な人材の採用を継続すべきです。

また、USPTOが**生成AI利用を過度に規制せず実務に組み込もうとしている姿勢**³²は、日本にとって示唆的です。例えば、特許出願や中間応答書面の作成に企業がChatGPT等を用いるケースは今後増える可能性があります。米国ではその場合の取り扱いを明確化しましたが、日本でも**同様のガイドライン整備**が求められるでしょう。現状、日本の特許法や特許庁手続規則に「AI使用の申告義務」はありません。しかし将来、もしAI起案の明細書に固有の問題（文章の不備や不適切な開示）が多発するようなら、何らかの対策検討が必要かもしれません。USPTOは「AI起案でも人間がチェックしていればOK」という緩やかな方針²¹ですが、日本も国際調和の観点からこの考え方を共有しつつ、**利用上の注意点（機密保持や誤情報排除）**を周知するのが現実的でしょう。

さらに、**国際協調とリーダーシップ**の面もあります。USPTOはAI戦略で「国際的なAIルール形成への主導」を掲げ⁵³、G7広島AIプロセス等にも積極的に関与しています。日本特許庁も、自国の知見や立場を国際議論に発信しつつ、各国の動向から示唆を得ることが大切です。米国が戦略を一時撤回した背景には、国内政策の調整だけでなく国際的な足並みも影響していると考えられます。AIのようなグローバル技術に対しては、一国だけ突き進むより主要国間で**ある程度共通の原則**を作ることが望ましいためです。日本はまさにG7議長国として広島AIプロセスを主導しましたし、IP5でも共同声明に加わっています⁴⁷。こうした場で、USPTOの経験——例えば「AIツールの社内開発と公開利用のバランス」「倫理指針の実務への落とし込み」「AI発明の審査基準調整」など——は貴重な参考材料となります。日本特許庁はそれらを踏まえ、自らのAI活用施策（前述のアクション・プラン改定版等）にフィードバックをかけていくことが期待されます。

最後に、**利用者視点のサービス向上**という観点があります。USPTOはバーチャルアシスタントの提供や、AIで類似特許を探しやすくすることで**利用者利便を高めようとしています**²⁶。日本も、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の高度化やINPITのサービス拡充などで利用者目線のDXを進めています。将来的には、各国特許庁のデータと生成AIを連携させて**世界中の特許情報を対話的に検索・相談**できるようなサービスも現実味を帯びるでしょう。USPTOやEPOが先行するこうした取り組みに日本がキャッチアップし、あるいは独自の創意でリードすることが、**国際的な知財競争力**にもつながっていくと考えられます。

まとめ

生成AIの台頭は、特許庁の業務から知財制度運用、人材育成に至るまで多方面に変革を促しています。日本特許庁はアクション・プランの下で審査・事務への生成AI導入実証を開始し、内部体制強化や教育施策で着々と準備を進めています。その一方で、**米国特許庁**の戦略策定とその軌道修正からは、技術革新への迅速な対応力と公共政策としての慎重さの両方が求められることが読み取れます。各国知財機関は競い合うようにAIを取り入れつつも、国際連携の中でベストプラクティスを共有し始めています。日本特許庁にとって、USPTOをはじめ海外の成功例・課題例は極めて有益な情報源であり、自らの政策立案・実行に活かすことでしょう。

結局のところ、**生成AI時代の知的財産行政**とは、「人間の英知とAIの能力をいかに調和させるか」に他なりません。審査官や知財人材の役割はAIによって変化しても不要になることはなく、むしろ**AIを道具として使いこなす高度な専門性**が求められます。日本特許庁は「人間中心のAI活用」という軸をぶらさず、しかし大胆に新技術を取り入れていくことで、審査の質と効率を高次元で両立し、国内外のイノベーション促進に寄与していくでしょう。その道筋を照らす上で、米国の戦略転換や各国の試行錯誤から得られる示唆は大きく、今後も注意深くウォッチしながら適切に反映していくことが肝要です。

54 13 21 37 19

1 2 5 18 54 特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和7年度改定版について | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html

3 4 17 japio.or.jp

https://japio.or.jp/00yearbook/files/2018book/18_a_01.pdf

6 7 8 20 21 27 28 29 30 31 32 33 38 40 41 48 50 52 53 The Road Ahead: The USPTO

Launches Five-Part Artificial Intelligence Strategy | Herbert Smith Freehills Kramer | Global law firm

<https://www.hsfkramer.com/insights/2025-01/the-road-ahead-the-uspto-launches-five-part-artificial-intelligence-strategy>

9 [PDF] 人工知能を利用した特許情報分析等の有効性に関する調査実証研究 ...

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/r5-chusho-shien-bunseki/report.pdf>

10 11 2023年度 デジタル庁・行政における生成AIの適切な利活用に向けた技術検証を実施しました | デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/news/19c125e9-35c5-48ba-a63f-f817bce95715>

12 13 14 51 AI関連技術の専門的知見に基づき特許審査官をサポートする外部有識者として、「AIアドバイザー」を新設します（METI/経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240328001/20240328001.html>

15 The JPO Quick Reads | Japan Patent Office

<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

16 生成AI 知財 特許調査 書籍 - 技術情報協会

https://www.gijutu.co.jp/doc/b_2292.htm

19 42 Coordinating our response to AI and emerging technologies: five largest IP offices hold first joint task force meeting | epo.org

<https://www.epo.org/en/news-events/news/coordinating-our-response-ai-and-emerging-technologies-five-largest-ip-offices>

22 23 24 25 [INPIT] INPIT商標相談チャットボットサービスの提供開始のお知らせ | 独立行政法人 工業
所有権情報・研修館

https://www.inpit.go.jp/about/topic/info_20190807.html

26 34 35 36 37 USPTO Issues Artificial Intelligence Strategy | Mintz

<https://www.mintz.com/insights-center/viewpoints/2231/2025-01-24-uspto-issues-artificial-intelligence-strategy>

39 USPTO wants to push AI deeper into its processes

<https://federalnewsnetwork.com/artificial-intelligence/2025/06/uspto-wants-to-push-ai-deeper-into-its-processes/>

43 44 Developers invited to submit CodeFest 2024 proposals by 8 August | epo.org

<https://www.epo.org/en/news-events/news/developers-invited-submit-codefest-2024-proposals-8-august>

45 jpo.go.jp

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2022/sanko_2.pdf

46 47 link.epo.org

<https://link.epo.org/ip5/jointstatement2024>

49 Updating histories in FY2024 | Japan Patent Office

<https://www.jpo.go.jp/e/news/shinchaku/koshin/2024.html>